

『やすらぎの里半郷』

指定通所介護事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(山形市指定 0670102342)

目 次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 職員の配置状況
4. 当事業所の施設概要
5. サービスの内容
6. 利用料金
7. サービスの利用に際して
8. サービス利用にあたっての留意事項
9. 緊急時における対応方法
10. 事故発生時の対応方法
11. 非常災害時の対応方法
12. 拘束禁止及び人権擁護について
13. 社会福祉法人減免制度について
14. 守秘義務について
15. 個人情報の保護について
16. 苦情の受付について
17. 高齢者虐待について
18. 連帯保証人の設定
19. その他

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 妙光福祉会
- (2) 法人所在地 山形県山形市蔵王上野字南坂920番地
- (3) 電話番号 023-688-6266
- (4) 代表者名 理事長 柳 生 法 雄
- (5) 設立年月日 昭和59年 9月27日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所
平成18年11月1日指定 山形市 0670102342
- (2) 施設の目的 指定通所介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 施設名称 やすらぎの里半郷
- (4) 施設の所在地 山形県山形市蔵王半郷字石高79番地7
- (5) 電話番号 023-688-8288
- (6) 管理者氏名 伊藤 浩一
- (7) 当施設の運営方針 「やすらぎの里半郷」指定通所介護事業所は、ノーマライゼーションの理念に基づき介護者が地域社会の中で安全にその有する能力に応じ、自立した快適な日常生活を営むことができるよう、また心身ともやすらぎが得られるような支援を行います。
- (8) 開設年月日 平成18年11月 6日
- (9) 事業の実施地域 山形市、上山市
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 (祝日・年末年始 12/31～1/3 は休み)
サービス提供基本時間	6時間以上7時間未満 (午前9時50分より午後4時00分まで)

※ 尚利用時間の設定は、担当の介護支援専門員とご相談ください。

- (11) 定員 20名
- (12) 第三者評価の有無 無し

(13) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

[軽費老人ホーム(A型)][指定介護老人福祉施設][指定短期入所生活介護事業]
[指定居宅介護支援事業][指定認知症対応型通所介護事業][介護老人保健施設]
[指定短期入所療養介護事業][指定通所リハビリテーション事業][指定訪問リハビリテー
ション事業][指定認知症対応型共同生活介護事業][事業所内保育園(特定地域型保育
事業)[指定地域密着型介護老人福祉施設][指定小規模多機能型居宅介護事業][介護
予防拠点施設]

*ご利用希望の方は、担当介護支援専門員までご相談下さい。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス(以下サービスという)提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	定員 20 名		主な職務内容
	基準	令和6年4月1日現在	
施設長			職員の管理
副施設長			施設長の補佐
管理者	1	1 (兼務・常勤)	利用者及び職員の管理
生活相談員	1	2 (内1名管理者兼務・常勤)	介護や日常生活に係る相談援助
看護職員	1	2 (機能訓練指導員兼務・常勤)	健康管理及び健康維持のための助言等
介護職員	2	3 (内1名専従・兼務・常勤)	利用者の生活全般に渡る必要な介護等
機能訓練指導員	1	2 (看護員兼務・常勤)	機能減退を防ぐ訓練

4. 当事業所の施設概要

定 員	20 名
食堂・ディレーム	75 m ²
機能訓練室	51 m ²
浴 室	62 m ²
静 養 室	17 m ²
相 談 室	15 m ²
厨 房	10 m ²
送 迎 車	2 台

5. サービスの内容

サービス	内 容
1 送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の玄関まで送迎 ・ 利用者の身体の状態に合わせワゴン車で送迎 ・ 身体状況により、ベッドまでの移動介助 ・ 車の乗り降りの介助
2 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイタルチェック ・ バイタルチェックの再検査 ・ 体調不良時家族への連絡
3 口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔周囲筋のトレーニング
4 機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団体操
5 入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通浴・清拭介助 ・ 洗身・洗髪介助 ・ 浴槽、浴室内の移動の介助 ・ 衣服の着替えの介助 ・ 整髪
6 食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節感や郷土色に富んだ献立 ・ 利用者の身体の状態に合わせた食事内容(普通食、粥・きざみ食) ・ 必要時、食事の介助
7 レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種レクリエーション ・ 外出会(花見、外食会、ショッピング等)
8 排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレまでの移動・歩行介助 ・ 衣類の上げ下ろしの介助
9 ドリンクサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紅茶・日本茶・ココア・コーヒー等
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活を継続するための「自立支援」に関わること。

6. 利用料金

(1) 基本料金

〈指定通所介護事業所〉

(単位:円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本設定時間 6時間以上～7 時間未満	法定料金	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
	自己負担額 (1割)	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
	自己負担額 (2割)	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
	自己負担額 (3割)	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円

(単位円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本設定時間 5時間以上～6 時間未満	法定料金	5,700 円	6,730 円	7,770 円	8,800 円	9,840 円
	自己負担額 (1割)	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
	自己負担額 (2割)	1,140 円	1,346 円	1,554 円	1,760 円	1,968 円
	自己負担額 (3割)	1,710 円	2,019 円	2,331 円	2,640 円	2,952 円

- ① 紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット等をご利用されている方は、現物にてお持ち下さい。また、利用中にお持ちいただいたオムツ等が不足した場合には事業所の物をご利用していただきますが、後日現物で返却をお願いします。
- ② 5～7時間の利用が無理な方は、担当介護支援専門員にご相談下さい。
なお、基本料金は設定時間に応じて変わります。

(2) その他の法定料金及び自己負担額

(指定通所介護事業所)

(単位:円)

加算の種類	加算の内容	法定料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
入浴介助加算	入浴中の利用者の介助を行う場合算定	400 円	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員のうち、介護福祉士を70%以上配置等	220 円	22 円	44 円	66 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×92/1000 (基本料金と各加算合計の9.2%)				

また施設対応で送迎を行わない場合は、片道47円減算となります。

(3) 介護保険対象外料金

加算の種類	自己負担料金
昼食(副食代込)	700円
教養娯楽 レクリエーションの費用 (材料費)	実 費

(4) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを直前に中止する場合、昼食材料納入の関係上、キャンセル料として700円をご負担していただくこととなります。ただし、次の場合のキャンセル料はいただきません。

- ① 利用者の体調の悪化により通院・入院時
- ② 利用日の4日前営業日、正午までにご連絡いただいた時

(5) お支払い方法

<口座振替のお支払い方法>

前記の料金・利用料は毎月末締めとし、翌月10日以降に一括請求とさせていただきます。銀行振替にてお支払いください。ただし口座引き落としの際、1サービスにつき手数料が掛かりますが、ご利用者負担となります。

きらやか銀行	手数料1件につき 100 円 (+消費税) ご負担	翌月 26 日振替
上記以外の金融機関	手数料1件につき 130 円 (+消費税) ご負担	翌月 26 日振替

<銀行振込の方法>

[お振込先]

銀行名	きらやか銀行	支店名	桜田支店
預金種目	普通	口座番号	111120
口座名義	社会福祉法人妙光福祉会 やすらぎの里半郷 指定通所介護事業所 所長 柳生 法雄		

7. サービスの利用に際して

(1) 通所介護計画の作成

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネージャーが作成した居宅サービス計画を基に、通所介護計画を作成し、計画に添ったサービスの提供を行います。

この計画書は、ご本人またはご家族の同意を得るとともに、一部をご本人またはご家族、一部を担当ケアマネージャー等に渡します。

(2) サービスを終了する場合

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定審査により要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と判定された場合
- ③ 事業所がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合(事前に連絡をする)
- ④ ご利用者から解約または、契約解除の申し出があった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定取り消しを受けた場合
- ⑥ 事業所から契約解除を申し出た場合(事前に連絡をする)

8. サービス利用に当たっての留意事項

① 利用日

- ・ ケアマネージャーによる利用票にて確認のこと
- ・ 利用日の変更については連絡のこと

② 体調の確認

- ・ 送迎時に職員による確認
- ・ 利用について不安な場合、本人または家族と相談の上利用

③ 体調不良等によるサービスの中止・変更

- ・ 利用日の前営業日の午後5時まで

- ④ 家族不在時のところからの送迎
 - ・ 施錠、火気の確認等は相談のこと
- ⑤ 現金
 - ・ 現金の持参はしないこと
- ⑥ ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないこと。
例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰なサービスの要求・誹謗中傷等。
- ⑦ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないこと。
- ⑧ その他管理上必要な指示に従うこと。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変等の緊急事態が発生した場合、速やかにご利用者の主治医、ご家族様及び担当ケアマネージャーに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応方法

ご利用者のけがなどには、安全な予防に心がけますが、サービス利用中に事故が発生した場合、ご家族様、山形市、居宅介護支援事業所に速やかに連絡いたします。
事故等によっては、施設加入の共済保険の適用をさせていただく場合があります。

11. 非常災害時の対応方法

利用中に火災・地震・風水害や自然災害等が発生した場合は職員の誘導により安全な場所に避難を行います。なお、その後は警察・消防等の指示のもとに対応します。また別途定める消防計画に則り災害を予想した防災訓練にも参加して頂きます。

12. 拘束禁止及び人権擁護について

緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やケガをされる恐れのあるご利用者様には、ご家族の方も含めて話し合いご理解を得られるように致します。

13. 社会福祉法人減免制度について

社会福祉法人妙光福祉会は、多くの方にご利用して頂く為に社会福祉法人減免制度を取り入れております。対象の方は山形市への申請が必要です。

なお、減免が認定された方は、事業所にお知らせください。

14. 守秘義務について

利用者個人の情報及びそのご家族の方の個人情報の取り扱いについては、十分な配慮を行うとともに、職員をはじめ、実習生やボランティアを受け入れる際にも守秘義務について遵守します。

また、サービス担当者会議や居宅介護支援事業所、他のサービス機関等への情報提供を行う際はご本人及びご家族より同意を得たうえで行います。

15. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の最低限度において行います。法令の定めに基づく場合以外は、その都度契約者及びその家族から同意を得て提供します。
- (2) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報については当初の目的を達成し、法で定めている保管期間を超えた場合は、速やかに外部漏洩しないよう適切に破棄します。
- (4) 事業所は個人情報の保管に関しては適切に管理します。

16. 苦情の受付について

当事業所における苦情についてのご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- ・ 苦情相談受付担当者及び個人情報管理者
管理者 伊藤 浩一
- ・ 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
(土・日曜日・祝日および年末年始12/31～1/3は休み)
- ・ 受付電話 023-688-8288

・苦情解決の手順

- ① 相談・苦情受付
- ② 相談・苦情受付内容の確認と報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 苦情解決の記録と報告

行政機関その他苦情受付機関

山形市役所 福祉推進部介護保険課・指導監査課	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
上山市役所 健康推進課	上山市河崎1丁目1-10 023-672-1111
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 023-626-1755

17. 高齢者虐待について

事業者は、契約者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。

18. 連帯保証人の設定

契約者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定する能力に欠く場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ連帯保証人として定めなければなりません。

連帯保証人は、契約者の身元を保証するとともに、契約者の利用料等金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負うものとします。

また、契約者・すでに契約者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人が本人に代わりこの契約を締結します。なお、連帯保証人債務により連帯保証人が負う保証債務の限度は金50万円とします。

19. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証

(令和7年3月1日 認証更新)

年 月 日

指定通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	〒 990-2305 山形県山形市蔵王半郷字石高79番地7	
	名称	やすらぎの里半郷 指定通所介護事業所	
	説明者	所属	やすらぎの里半郷
		氏名	印

私は、本書面により、事業所から指定通所介護についての重要事項の説明を受け、本書面受領し、同意しました。

利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印
連帯保証人	住所	〒
	氏名	印